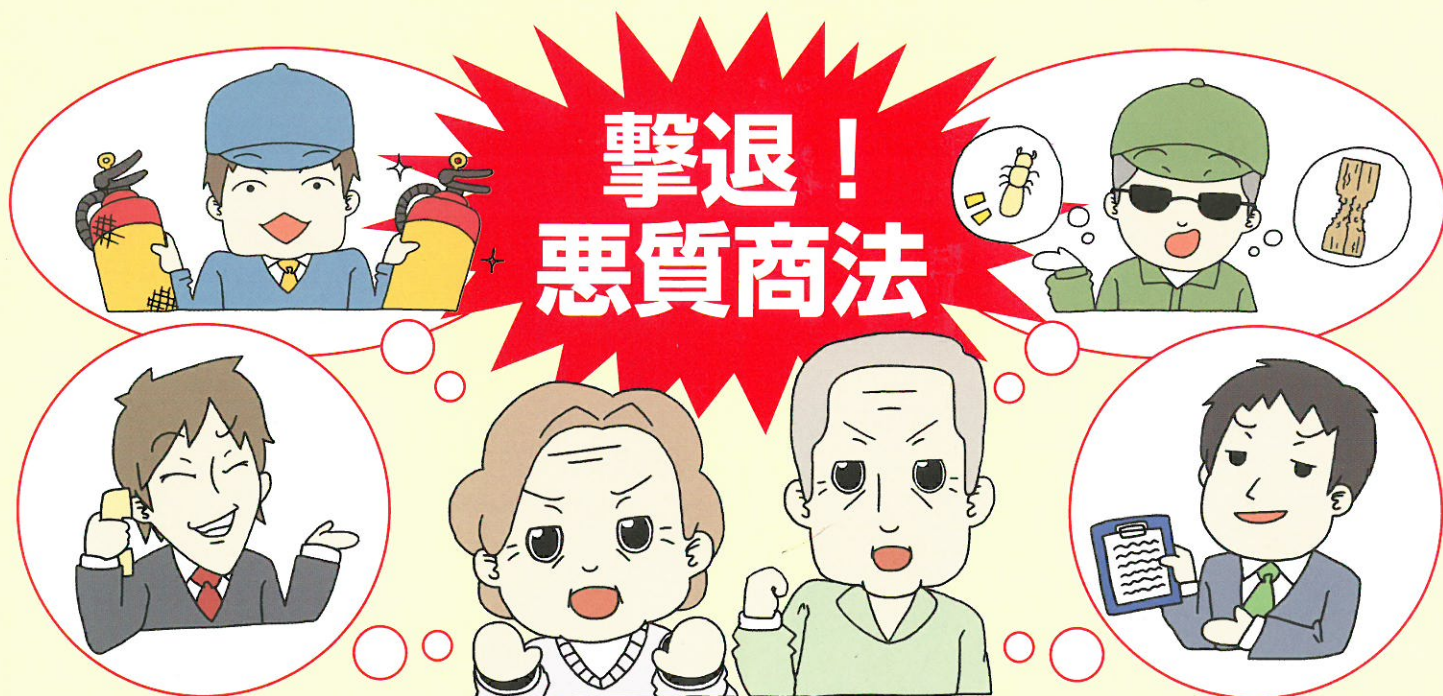


ちょっと待って！その話 詐欺・悪質商法かも

高齢者を狙う詐欺・悪質商法が急増中！！

高齢者を狙った詐欺・悪質商法による被害やトラブルが急増しています！
「自分は絶対大丈夫」と思っていませんか？誰でもだまされる可能性があります。
悪意を持って近づいてきた業者に一旦支払ってしまうと、取り戻すことは非常に困難です。

トラブルに遭わないためには、最初にキッパリ断ることがとても大切です。
このパンフレットは、詐欺被害や悪質商法トラブルに遭わないために、その手口と注意することについて、わかりやすく紹介しています。ご活用ください。



被害にあわないための6つの鉄則

- ◎うまい話は、まず疑う
- ◎お金はすぐに払わない
- ◎署名・押印は慎重に
- ◎いらないときはハッキリ断る
- ◎払う前に家族や友人に相談
- ◎契約書の内容をよく確かめる

田 辺 市

(地方消費者行政活性化交付金事業)

あなたを狙う悪質商法の様々な手口を紹介します!

「あなただけ」、「今なら無料」などの、甘い言葉で勧誘する悪質商法が、後を絶ちません。また、最近は、「必ずもうかる」、「高く買い取るので代理で購入して」など、うその“もうけ話”を持ちかける詐欺事件が、全国で急増しています。だまされて、大切な資産をなくさないよう、ご注意ください。

最初に注意すること

- ・ 突然の訪問や、電話による勧誘は、要注意!
- ・ 契約を急がせる業者は、要注意!
(絶対その場で契約しない・払わない)

〈訪問販売〉家に入らず、ドア越し(インターフォン越し)で対応する。
〈電話勧誘販売〉勧誘されても、興味がないならすぐ切りましょう。

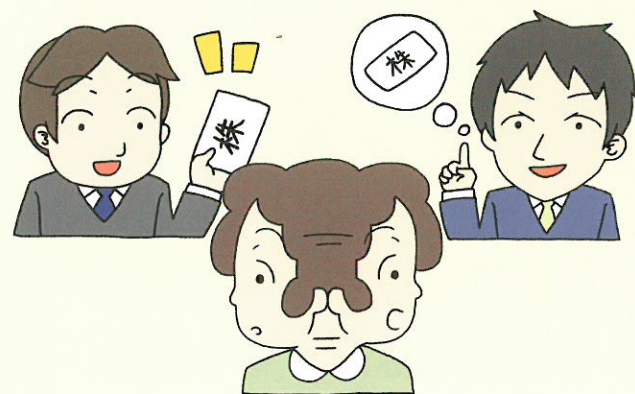


もうけ話のトラブル

(株・社債・事業への投資・外国通貨等)

【事例】

- ①覚えのないA社から突然「未公開株のパンフレット」が届いた。翌日、別のB社から「A社は優良企業です。高く買い取るので代理で購入して」と電話で勧誘された。
- ②金融庁を名乗って「A社は優良企業です」と電話があった。
- ③(過去に被害に遭った人に)「損を取り戻すチャンスです。」と、電話があった。



【注意すること】

- ◎この事例は、詐欺の恐れが非常に高く、いったん払ってしまうと取り戻すことは非常に困難です。
- ◎覚えのない会社から、もうけ話で誘われても、絶対に信用しない!!

貴金属等の訪問 買取(押し買い)

【事例】

- ①長時間居座られ、しつこく勧誘された。
- ②見せた指輪を相場よりずっと安く買い叩かれ、業者の名前や連絡先もわからない。
- ③脅迫まがい、詐欺まがいの勧誘を受けた。
- ④着物の買取りのはずが貴金属を執拗に要求され、怖くて断れなかった。

他県では、訪問時の窃盗事件なども報告されています。



【注意すること】

- ◎買取りを頼まないなら、キッパリ断る。
- ◎相手がどのような業者か確認する。
- ◎しつこく居座るなどの迷惑行為があったら、すぐに警察に連絡。

次の2つは犯罪(詐欺)です。すぐ田辺警察署(0739-23-0110)へ通報してください。

振り込め詐欺・もうけ話詐欺

【事例】

- ①「オレオレ詐欺」……家族になりすまし緊急事態を装いお金を請求。
- ②「架空請求詐欺」……ハガキやメールで、うその請求をする。
- ③「融資保証金詐欺」……融資条件だと事前に保証金を要求する。
- ④「還付金詐欺」……払いすぎた税金等を還付するとATMに誘導し、操作を指示して振り込ませる。

以上、4つの他に、最近では、下記の詐欺も急増しています。

- ⑤「もうけ話詐欺」……絶対もうかる等とうその投資を勧誘する。
- 金融機関やATMで送金させる方法以外に、記録が残らない宅配便や手渡しを指示される場合もあります。

公務員等をよそおう詐欺

【事例】

警察官や銀行等金融機関の関係者になりすまし、キャッシュカードをだまし取り、暗証番号を聞き出して現金を引き出す事件が、田辺市内でも発生しています。

「カードを預かる」は、詐欺です。絶対に渡してはいけません。

〇〇警察の者です。あなたの口座が犯罪に使われています。



SF商法(宣伝講習販売)

【事例】

無料プレゼントや格安商品をエサに人を集め、健康不安等をあおり、冷静な判断ができないようにして、高額な健康食品等を販売する手口。(1~2日程度の「短期」のものと、3ヶ月程度開店する「比較的長期」のものがあり、田辺市内でもトラブルが発生しています)



【注意すること】

- ◎タダほど高い物はありません。必要がないなら、できるだけ会場に行かないようにしましょう。
- ◎本当に必要な商品か、冷静に考えましょう。

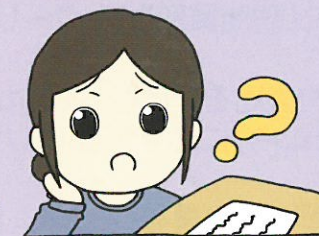
送りつけ商法(ネガティブオプション)

【事例】

- ①食品(カニ・健康食品等)や書籍・写真等を、勝手に送りつけられ、請求された。
- ②事前に電話で「無料でプレゼント」と言われ送付を了承したが、違う商品も入っていて、代金を請求された。
- ③電話で「カニが好きか」と聞かれ、「ハイ」と答えただけにカニを送りつけてきた。

【注意すること】

- ◎注文してない、心当たりのない商品は、安易に受け取らない。(代引きは、取り戻しが困難なので、特に注意してください)



点検商法

【事例】

「無料点検」と言って訪問し、「床下が腐っている」「瓦がズレている」「シロアリがいる」等と言って不安にさせ、不必要な工事の契約をさせる。

【注意すること】

- ◎「タダ」でも点検させない。
- ◎その場では、絶対契約せず、家族や周りに相談する。
- ◎他の信用できる業者に見積りをもらい、比較検討するなど事前に情報収集する。

かたり商法

【事例】

「消防署(の方)から来ました」、「(個人宅では義務でないのに)法律で決まっている」等、わざと誤解させる言い方をして、高額な消火器の購入を契約させる不適切な販売手口。

【注意すること】

- ◎消防署や市役所が、直接消火器や火災警報器を販売したり、特定業者に販売許可を与えたり委託することはありません。

悪質商法などから身を守るため、断り方を覚えておきましょう

悪質業者は「だましのプロ」です。「時間がないから後で…」など後回しにする返事はせず、「必要ありません」、「お帰りください」、「帰らないなら警察を呼びます」など、キッパリ断ってください。(話の途中でかまいません。営業行為を断ることは失礼にはあたりません。)

断り切れなかった場合は、一人で悩まず、すぐに消費生活センターへ相談しましょう。

クーリングオフの活用方法や助言、専門機関の紹介が受けられます。

(早く相談するほど解決しやすくなります。相談する際には「いつ」「商品名」「会社名」「担当者名」「契約のきっかけ」などをメモ書きしておく、相談がスムーズに進みます。)

高齢者のご家族の方、周りのみなさまへ

悪質業者は高齢者を狙っています。トラブルの未然防止や早期発見には、日頃から、ご家族や周りの方による声かけ等、気をつけていただくことが重要です。おかしい様子があれば、さりげなく声をかけてあげて、速やかに最寄りの相談窓口へご相談ください。

【気づきのポイント】

- ①見慣れない人や業者が、よく出入りしていませんか。
- ②家に段ボール箱や郵便物が頻繁に届いていませんか。
- ③突然の電話におびえたり、慌てたりしていませんか。
- ④お金に困った様子はないですか。
- ⑤見慣れない商品(健康食品等)はありませんか。



高齢者を支援する制度(成年後見制度等)

認知症等により判断能力が低下した人が、財産管理や日常生活で契約を行うとき、不利益を被ったり、悪質商法の被害者になることを防ぎ、権利と財産を守る制度があります。

ご相談は、地域包括支援センター(市役所やすらぎ対策課内)Tel0739-26-9906へ

クーリングオフの方法

訪問販売や電話勧誘販売の場合、一定期間であれば無条件で解約できる「クーリングオフ」という制度があります。(平成24年度中に「訪問買取」もクーリングオフができるようになる予定です。)

契約書面を受け取った日から **8日以内**(マルチ・内職商法は20日以内)に必ず書面(ハガキや内容証明郵便)で通知しましょう。

ハガキは表裏をコピーし、特定記録郵便か簡易書留で送付し、郵便局の受領証と一緒に保管しましょう。

クレジット契約の場合、必ずクレジット会社へも出しましょう。

(注意)一部クーリングオフの対象外となるものもあります。相談窓口にご確認ください。

はがきで通知するときの記載例

表面	裏面
切手 簡易書留 または 特定記録 株式会社××× 御中	住所 氏名 契約の解除(申込みの撤回)の通知 右契約(申込み)は解除(撤回)します。 なお支払った○○万円はお返しくたさい。 商品は早急にお取り戻してください。 ○年○月○日

相 談 窓 口	名 称	電 話 番 号	受 付 時 間
	和歌山県消費生活センター紀南支所 (田辺市朝日ヶ丘※西牟婁振興局内)	0739-24-0999	9:00～17:00 ※土日祝・年末年始を除く
	和歌山県消費生活センター (和歌山市)	073-433-1551	平日: 9:00～17:00 土・日: (電話のみ)10:00～16:00 ※祝日・年末年始を除く
	田辺市役所自治振興課	0739-26-9911	8:30～17:15 ※土日祝・年末年始を除く
	田辺警察署	0739-23-0110	